(ｱ)　『ＴＢＭによるトンネル工事』
(ｲ)　『密閉型シールドによる岩盤のトンネル工事』
② 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有してから、営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
③ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑺ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が30％以上の出資であること。
⑻ 代表者の要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。
⑼ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、機構が指定する様式による。
⑽ 施工方式　共同施工方式とする。
8　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　7⑸の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請書を提出することができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、7⑸の認定を受けていない構成員が当該認定を受ける必要がある。また、この場合においては、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
なお、7⑸の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに当該認定を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。
9　資格審査結果の通知　「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」により通知する。
10　資格の有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、本工事の受注者を除き、資格を認定された日から受注者が契約を締結した日までとする。
11　その他
⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「小石原川ダム導水施設建設工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。
⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 26 年 12 月 19 日
総務省大臣官房会計課企画官　梅田　勉
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴ 品目分類番号　14
⑵ 借入物品及び数量　政府共通プラットフォームの整備に係る機器・ソフトウェアの賃貸借（PF―Lite）の調達（平成27年度後半―平成28年度前半移行対象システム用等）
2　意見の提出方法
⑴ 意見の提出期限　平成27年１月19日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）
⑵ 提出先　〒100―8926 東京都千代田区霞が関二丁目１番２号　総務省大臣官房会計課契約第一係　担当　西田　智一　電話03―5253―5132
3　仕様書案の交付
⑴ 交付期間　平成26年12月19日から平成27年１月19日まで
⑵ 交付場所　政府電子調達システムへアクセスし入手すること。
4　Summary
⑴ Classification of the product to be procured : 14
⑵ Nature and quantity of the priduct to be leased : The Lease of Hardware and Software for the Government Shared Platform System (PF―Lite : For the transfer systems of the second half 2015, and the first half 2016, and other functions)
⑶ Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 19 January 2015
⑷ Contact point for the notice : Tomokazu Nishida, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Internal Affairs and Communications, 1―2 Kasumigaseki 2-chome, Chiyoda-ku Tokyo 100―8926 Japan. TEL 03―5253―5132

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 26 年 12 月 19 日
総務省政策統括官（統計基準・恩給担当）　田家　修
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴ 品目分類番号　71、27
⑵ 購入等特定役務及び数量　恩給事務総合システムの政府共通プラットフォームへの移行に係る設計・開発・移行作業　一式
2　意見の提出方法
⑴ 意見の提出期限　平成27年１月９日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵ 提出先　〒162―8022　東京都新宿区若松町19番１号　総務省政策統括官（恩給担当）付恩給企画管理官付契約担当　北　憲一　電話03―5273―1322
3　仕様書案の交付
⑴ 交付期間　平成26年12月19日から平成27年１月９日まで。
⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。
4　Summary
⑴ Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵ Nature and quantity of the services to be required : Design, development, and migration of the transition to the pension office integrated system Government Shared Platform System 1 set
⑶ Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 9, January, 2015
⑷ Contact point for the notice : Kenichi Kita, Contracting Officer Pension Planning with management Officer, Director-General for Policy Planning (Pension), Ministry of Internal Affairs and Communications, 19―1 Wakamatsu-cho Shinjuku-ku, Tokyo 162―8022 Japan. TEL 03―5273―1322

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 26 年 12 月 19 日
財務省大臣官房会計課長　目黒　克幸
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴ 品目分類番号　71、27
⑵ 購入等件名及び数量
国有財産総合情報管理システム改修に係る設計・開発業務　一式
2　意見の提出方法
⑴ 意見の提出期限　平成27年１月15日17時30分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵ 提出先　〒100―8940 東京都千代田区霞が関３－１－１財務省入札説明室（Ｂ東―84号室）
⑶ 問い合わせ先　〒100―8940 東京都千代田区霞が関３－１－１　財務省大臣官房会計課契約第一係　小池　千春　電話03―3581―4111　内線2140
3　仕様書案の交付
⑴ 交付期間　平成26年12月19日から平成27年１月14日まで。
⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。
4　仕様書案の説明会
⑴ 開催日時　平成27年１月５日13時30分から
⑵ 開催場所　中央合同庁舎第４号館全省庁共用1211会議室
5　Summary
⑴ Classification of the services to be procured : 71, 27
⑵ Nature and quantity of the services to be required : Design and development national property duties to be concerned with general information management system repair, 1 set.